

第3節 災害情報収集・伝達計画

第1項 計画の主旨

地震災害の応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

したがって、災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに全情報を把握する。

第2項 市が実施する対策

1 情報収集・連絡手段（危機管理班、総務管理部、各担当部）

（1）情報の収集・連絡

コールセンター及び各部は、それぞれの所掌の災害等の情報を職員の現場派遣も含めて可能な限りの手段を講じて収集する。参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告する。

各部は、収集した情報を総務管理部総務班に報告する。また、各班はあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調査について責任を持つ。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時に備えた相互協力に関する申合せ、映像情報の提供に関する協定、道路管理用広域監視カメラ等の設置・維持管理・運用に関する協議書、~~超高密度気象観測システムPOT-EKAの設置及び運用に関する協定~~、災害時における航空写真等による被災状況調査に関する協定、災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定、大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定）

（2）情報の連絡手段

各部は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話、メール等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

（3）災害対策業務の記録

危機管理班は、災害対策業務に関する情報をコールセンター及び各部等から集約し、災害対応終了後に記録する。

（4）住民等の被害情報・安否情報の収集・伝達

ア 広域災害が発生した場合は、住民等の避難情報、安否情報等に関する照会に対し速やかに回答するため、「安否情報システム（総務省消防庁）」を活用し、住民等の避難情報や安否情報等を収集・整理し、他の被災自治体や警察、消防及び三重県等の防災関係機関と情報共有を行う。

イ ~~上記システムを利用する場合、三重県を通じて消防庁に対し、システム利用開~~

第3章 災害応急対策計画

始手続きを行い、事前に被災地登録を行うものとする現在地や避難所から、安否登録及び安否確認ができる防災アプリ（CNSコネクト等）の活用の周知を図る。

ウ 被災者台帳支援システムを活用する。

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発効等を行う際に被災者支援システムを活用する。

2 通信ボランティアの活用（総務管理部）

（1）大規模な地震災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線や、インターネット利用者（すずか減災プロジェクト）等といった通信ボランティアの協力を得ることとする。

（2）ボランティアの募集

ア アマチュア無線家のボランティア募集は災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿等の協力を得て行う。

イ インターネット利用者等のボランティア活用は、ホームページや商用ネットの掲示板を通じて協力を促す。

3 被害状況等の報告（総務管理部）

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、県にその状況を報告するものとするが、県と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

その他、風水害等対策編第3章第4節を準用する。

第4節 災害広報計画

第1項 計画の主旨

住民の安全の確保，混乱の防止，民心の安定を図り，円滑な災害応急対策を実施するため，防災行政無線，テレビ，コミュニティFM，新聞，広報車，インターネットを利用したホームページ，電子メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 広報内容

市民等への広報内容の主なものは，次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報，津波・地震に関する情報
- (3) 二次災害の危険性に関する情報
- (4) 主要道路情報
- (5) 公共交通機関の状況
- (6) 電気，上下水道，ガス等公益事業施設の状況
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 医療機関の状況
- (9) 給食，給水の実施状況
- (10) 衣料，生活必需品等の供給状況
- (11) 河川，港湾，橋梁等土木施設の状況（災害状況，復旧状況等）
- (12) 避難所に関する情報
- (13) 被災者の安否に関する情報
- (14) 公衆浴場の情報
- (15) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のために必要な情報

2 広報手段

- (1) 市をはじめ各防災関係機関は，あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに，高齢者，聴覚障害者，視覚障害者，外国人等の災害時要援護者に配慮した情報伝達に努める。
- (2) 広報の伝達について，消防団，警察及び自衛隊等に協力を求める。
- (3) 報道機関は，極めて広範囲にかつ迅速に報道することができるので，災害復旧に関する情報は迅速に報道機関に対しても発表する。また，報道機関が行う独自の取材活動についても，積極的に協力する。
- (4) 市をはじめ各防災関係機関は，生命の危険にさらされない範囲で，「すずか減災プ

第3章 災害応急対策計画

プロジェクト」を含む，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け，市内の情報共有に努める。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時の放送に関する協定，緊急放送設備の使用に関する協定，災害時における広報活動等に関する応援協定，すずか減災プロジェクト協定，災害に係る情報発信等に関する協定，災害時における営業情報に関する放送サービスの協定）

3 広聴活動

住民からの意見，要望，問い合わせに対応するため，住民対応窓口（コールセンター）を設置する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 情報の受信

住民は，自らの命を守る適切な行動をとるために，市や県等が行っている災害情報のメール配信サービスへの登録に努めるほか，災害時にはテレビ，コミュニティFM等を利用して多重的かつ積極的に情報を受け取るよう心掛ける。

2 情報の発信

住民は，生命の危険にさらされない範囲で，「すずか減災プロジェクト」を含む，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け，市内の情報共有に努める。

第5節 消防・救急計画

第1項 計画の主旨

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、住民や自主防災組織等は、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市にあっては、消火活動はもとより、住民の避難時における安全確保、的確な救急・救助活動など、住民の生命・身体の保護を優先した活動を展開する。

第2項 市が実施する対策（消防対策部）

1 消防活動

消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

2 救急活動

- (1) 医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- (2) 多数の傷病者が発生し、他市町村の応援を必要とする場合は、消防活動同様、協定等に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。
- (3) 平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急体制の強化を図る。

3 津波対策活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。ただし、津波の襲来時間を考慮し、率先避難者となり、決して逃げ遅れることのないよう行動する。

- (1) 津波警報等の情報等の的確な収集・把握
- (2) 津波からの避難誘導として海浜にある者及び海岸付近等の住民等に対し、急いで海浜等から退避し、安全な場所へ避難するよう呼びかける。
- (3) 土のう等による応急浸水対策
- (4) 救助、救急等

4 資機材の配備

大地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

5 応援要請

第3章 災害応急対策計画

火災発生時において消防用水の確保が困難な場合に、「火災時における消防用水の確保に関する協定書」により鈴鹿生コンクリート販売協同組合に応援を要請する。

また、消防及び救急活動において、災害の規模が大きく他市町村の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条に基づく「三重県内消防相互応援協定」及び基本法第67条、68条の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

災害の状況により、県内の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における消防用水の確保に関する協定）

資料編16-~~14~~15 三重県内消防相互応援協定

6 活動拠点等の確保

応援出動を要請した際の救助関係機関が部隊を展開、宿営等を行う拠点となる施設・空地等を確保する。

7 惨事ストレス対策

消防及び救急活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 初期消火活動

発災直後にあっては、道路交通網等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要することになるため、住民や自主防災組織、消防団等は、消防機関が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 初期救急活動

被災地の住民や自主防災組織、消防団等は、救急機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

第6節 水防活動計画

第1項 計画の主旨

地震発生時には、港湾、河川、ため池等の護岸・堤防の損壊、津波による海岸堤防の損壊、山腹の崩壊などによるせきとめ、溢流、氾濫などによって水害が生じることが予想される。

このため、地震後の水防活動としては、港湾、河川、海岸堤防、ため池等その損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早急に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

水防活動に関する震災時における応急対策は、「鈴鹿市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

第2項 市が実施する対策

1 監視、警戒体制（危機管理班、福祉医療対策部、土木対策部、産業物資対策部、消防対策部）

（1）巡視

水防管理者、水防団長は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡して必要な措置を求める。

（2）非常警戒

水防管理者は地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、現在工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の施設管理者に連絡するとともに、水防作業を開始する。

（3）水門、えん堤、ため池等の操作

河川、海岸、港湾又は漁港等の管理者（操作責任者）は、津波予報の発表を知り、又は東海地震予知情報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

また、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

ただし、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難を優先する。

資料編2－1 防災重点農業用ため池

資料編2-2 その他の農業用ため池

(4) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に災害時要援護者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

2 資機材の配備（総務管理部，産業物資対策部，土木対策部，消防対策部）

大地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

3 応急復旧（土木対策部，産業物資対策部，消防対策部）

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における避難生活の環境向上に必要な設備等の設置支援に関する協定，災害時等における雨水ポンプ場等の事業継続支援等に関する協定）

第7節 津波対策計画

第1項 計画の主旨

この計画は、津波の予報が発表され、又は津波のおそれがある場合の対策に関する計画とする。

第2項 市が実施する対策

気象庁から発表される津波警報等は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により自動的に防災行政無線が起動し伝達される。併せて市長は、津波警報等を防災行政無線、サイレン、メール、いのちの鐘等、様々な手段を用いて市民等に伝達する。

特に、津波の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

1 津波による避難の~~勧告又は~~指示の対象地域

地震発生時において、津波による避難の~~勧告又は~~指示の対象となる地域は、県が作成した津波浸水予測図の範囲とする。

2 津波に対する警戒態勢（総務管理部、産業物資対策部、土木対策部、消防対策部）

- (1) 市長は、名古屋地方気象台により津波注意報が発表されたときのほか、相当規模の地震（震度4程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき若しくは異常な海象を知ったときは、必要に応じて消防機関等の協力を得て、海浜にある者及び海岸付近等の住民等に対し、急いで海浜等から退避し、津波の浸水の恐れがない安全な場所へ避難するよう~~勧告又は~~指示する。
- (2) 各担当部は、津波の来襲に備えて、水門等の閉扉、潮位の測定を行うなど警戒にあたりとともに、逐次潮位を市長に報告する。
- (3) 市長は、津波警報が発表されたときは、海浜にある者、海岸付近の住民及び津波浸水予測図により津波による被害が生じる恐れがあると認められる地域の住民等に対し、急いで海浜等から退避し、安全な場所へ避難するよう~~勧告又は~~指示する。
- (4) 市は安全な地点から海面の状態を監視する体制を整備する。また、津波浸水予測区域内で活動する者は、津波避難の広報を行いつつ、支部員も避難し、安全を確保する。

資料編11-1 警報・注意報の種類と発表の基準

第3項 市民や地域が実施する対策

海浜にある者、海岸付近の住民等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りコミュニティFM、テレビ等を利用して自ら災害情報を収集する。

地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、同様の措置をとる。

また、異常現象を発見したものは、速やかに防災関係機関に通報する。

(1) 津波避難の原則

津波避難の行動時の原則は、次のとおりである。

ア できるだけ、津波浸水予測区域外や津波浸水リスクの少ない高台や内陸を目指す。

イ 避難する時間がない場合、逃げ遅れた場合においては、近くの津波避難ビルを目指す。

資料編4-1 避難場所

ウ 自動車での避難は交通渋滞を招くため、できるだけ徒歩で避難する。

(2) 避難誘導

ア 自主防災組織又は住民等

住民等は、互いの安全を確認し、自主性をもち主体的に避難する。

避難する場合は、地域の災害時要援護者の安否を確認し、避難支援を行う。

「いのちの鐘」を乱打する。

イ 学校、幼稚園、保育所、事業所等

各施設の責任者・管理者は、児童・生徒・園児、従業員等の避難誘導を行う。

ウ 社会福祉施設・病院

施設の責任者・管理者は、入所者等の避難誘導を行う。

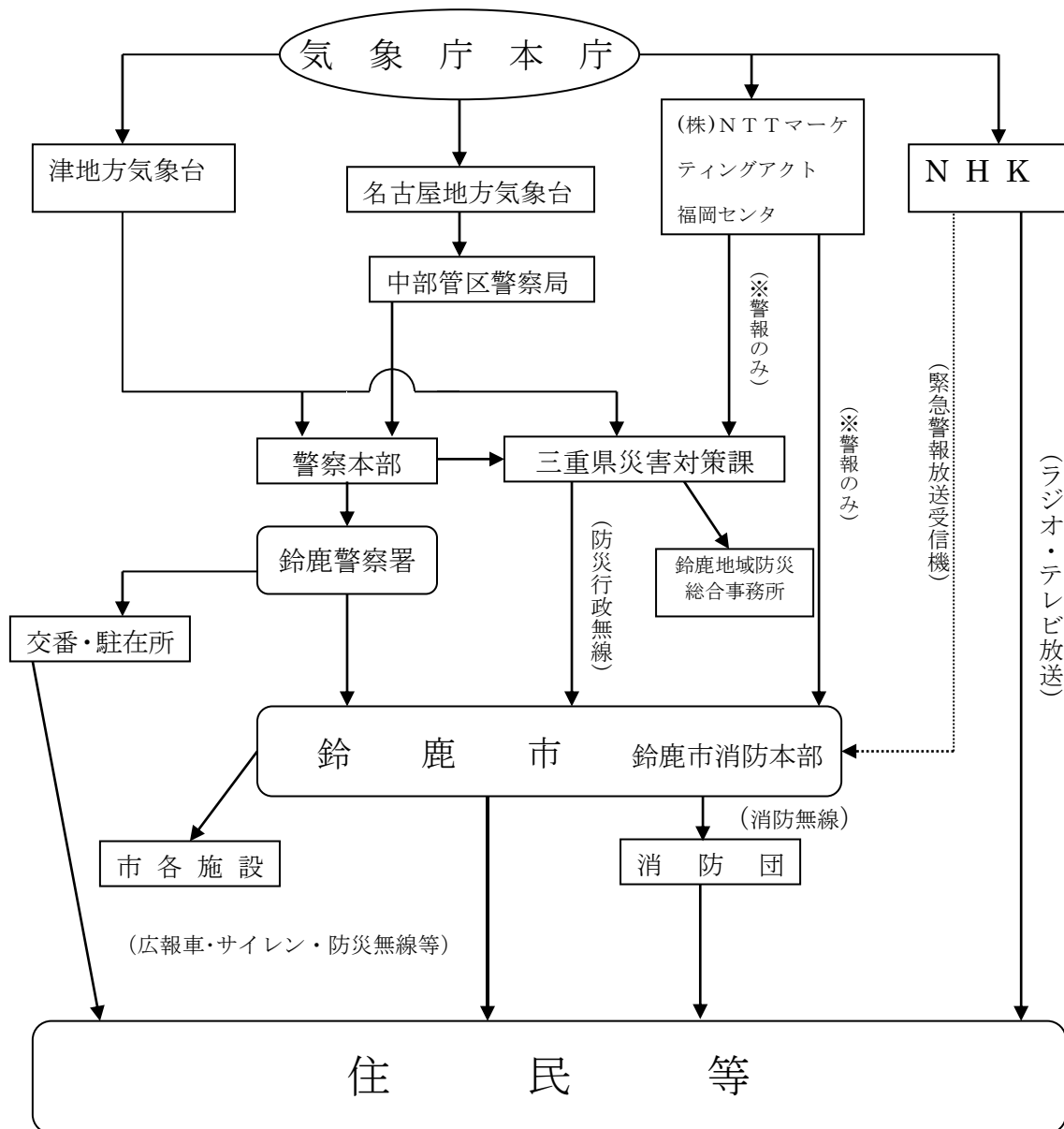
エ 駅、大型商業施設等

施設の責任者・管理者は、利用者等の避難誘導を行う。

オ 公共交通機関

公共交通機関の乗務員は、乗客の避難誘導を行う。

津波予報等の伝達系統図



(注) 船舶には、海上保安部を経由して伝達される。

第8節 交通応急対策計画

第1項 計画の主旨

南海トラフ地震発生後は、市内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

また、津波災害が想定される場合の沿岸部からの避難路確保のための交通規制等を的確に行う。

第2項 市及び防災関係機関が実施する対策

1 重要物流道路の確保（土木対策部、道路管理者）

救援物資等の安定的な輸送を確保するため、国が物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定したため、災害時において、国及び県等の関係機関と密接に情報共有を図り、重要物流道路の確保を行う。

2 緊急輸送道路等の確保（土木対策部、消防対策部、道路管理者）

（1）緊急時における通行可能連絡路線の検討

地震災害時には道路管理者は、道路交通の状況等について速やかに調査を実施し、道路の破損、決壊、橋りょうの損壊その他交通に支障を及ぼす箇所を早急に把握するとともに、平常から橋りょうの位置、構造等について十分に調査し、有事に迅速かつ適切な対策が実施できるようにする。

（2）路上放置車両や立ち往生車両等に対する措置（土木対策部、消防対策部、道路管理者）

消防吏員は通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、路上放置車両等の移動等の措置を行うことができる。

ただし消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

また、道路管理者は、三重県公安委員会より、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があり、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等の要請を受けた際は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定）

3 交通規制（土木対策部、道路管理者、警察）

（1）災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、その安全と緊急輸送道路等を確保するため、速

第3章 災害応急対策計画

やかに通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行う。この場合、道路管理者と警察関係機関は密接なる連絡のもとに、適切な処置をとる。

（２）交通規制を行うときは、その内容を立看板、報道機関等を利用して一般に周知させる。

（３）実施

ア 道路管理者等

（ア）道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合

（イ）道路に関する工事のため、必要と認める場合

イ 警察官

（ア）災害対策に従事する者及び必要物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認める場合

（イ）道路の損壊、火災の発生その他の事情により、交通の危険が生じるおそれがある場合

４ 道路交通状況の調査（土木対策部、道路管理者）

（１）地震災害の発生により道路状況を調査する必要があるときは、直ちに道路パトロールを行う。

（２）道路交通状況の調査について必要がある場合は、県及び自衛隊の応援を得て上空からヘリコプターにより調査する。

５ 緊急通行車両の取り扱い（警察、県）

緊急通行車両の確認は、警察及び災害時に設置される交通検問所又は、知事において行う。

６ その他の交通規制（警察、土木対策部、道路管理者）

広域交通規制以外の災害時における交通規制については、道路交通法第６条（混雑緩和の措置）及び第８条（通行の禁止及び制限）又は道路法の規定に基づき措置する。

なお、地震発生時における通行規制は、県防災計画地震・津波対策編に定める方法による。

７ 海上交通の確保（海上保安部、港湾管理者）

海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

（１）海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

（２）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

（３）海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。